

## 議案第263号

糟屋郡新宮町の区域内における福岡市道の設置に関する協議について

上記の議案を提出する。

令和2年12月10日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

## 理由

本件は、本市が糟屋郡新宮町の区域内に市道の一部を設置することについて同町と協議するため、地方自治法第244条の3第3項の規定により議会の議決を求めるものである。

糟屋郡新宮町の区域内における福岡市道の設置に関する協議について

本市が糟屋郡新宮町の区域内に市道の一部を設置することについて、次の規約により同町と協議する。

糟屋郡新宮町の区域内における福岡市道の設置に関する規約

## (市道の設置)

第1条 福岡市は、糟屋郡新宮町の区域内に福岡市道美和台2907号線（以下「市道」という。）の一部を次のように設置する。

路線番号	路線名	区 間	道路の区域	
			敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
東2907	美和台2907号線	糟屋郡新宮町湊坂三丁目 1229番1地先から 福岡市東区美和台六丁目3 番地先まで	0.01~0.55	24.36

## (市道の維持管理)

第2条 市道の維持管理は、福岡市が行うものとする。

## (経費の負担)

第3条 市道の維持管理に要する経費は、福岡市が負担するものとする。

附 則

この規約は、協議成立の日から施行する。